

平戸市外国人観光客受入環境整備推進事業補助金のご案内

平戸市では、外国人観光客の増加にともない、平戸市を訪れる外国人観光客の利便性の向上を図り、市内での滞在・周遊を促進するために、無線LAN環境の整備等、外国人観光客の受入環境整備に取り組む施設等に対して補助金を交付します。

○補助内容

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
①パンフレットの製作 (増刷を含む)	印刷製本費、委託料、役務費(翻訳料に限る)	対象経費の 3分の2	20万円以内 ※1事業者あたり、年間1回とする。
②ホームページの リニューアル制作費 (多言語化対応とする)	委託料、役務費	同上	30万円以内 ※1事業者あたり、1回とする。
③飲食店及び客室等において、無線LAN環境の整備に要する経費	無線LAN機器購入費、 上記に伴う設置工費費	同上	70万円以内 ※1部屋あたり、15千円以内とする。
④外国人観光客のための施設内誘導案内板及び利用マニュアルの多言語化	委託料、工事費、印刷製本費	同上	30万円以内 ※1事業者あたり、1回とする。
⑤外国人案内用タブレットの購入(ただし、インターネット接続タブレットであること)	備品購入費(プロバイダー契約料含む)	同上	30万円以内 ※1台あたり、2万円以内とする。
⑥観光拠点施設及び飲食店における外国人受入のための施設改修費	洋式トイレ及び温水清掃便座等に係る工事費	同上	8万円以内 ※1事業者あたり、1回とする。

※消費税は補助対象外となります。

※国及び県の補助事業に該当しない場合は、補助率を2分の1とし、補助限度額を10万円として補助金を交付します。

○補助対象者

- ①旅館業法の許可を受けて旅館業を営む宿泊施設(民泊は除く)
- ②食品衛生法の飲食店営業許可を受けた施設
- ③観光施設(国土交通省観光庁が策定した「観光入込客統計に関する共通基準」の3の3-2の規定による観光地点に登録されている施設)
- ④市税等の滞納がない者

○申請期間

平成29年7月20日(木)から平成30年2月28日(水)まで
※予算がなくなり次第、申請の受付を終了いたします。

○必要書類

補助金交付申請書、事業計画書、収支予算書、事業内容が分かる書類(見積書・写真など)、市税等を滞納していないことの証明、暴力団排除に係る誓約書

○申請手続き

補助金の申請から受領までの流れは次のとおりです。

- ・事業開始前に補助金交付申請書類をそろえて提出してください。
- ・実績報告書は、事業完了後速やかに提出してください。

■手続きの流れ

- ①補助金交付申請書提出
- ②補助金交付決定通知
- ③補助金実績報告書提出
- ④補助金交付確定通知
- ⑤補助金交付請求
- ⑥補助金の交付

■必要書類

- ◆補助金交付申請書
 - ①申請書
 - ②事業計画書
 - ③収支予算書
 - ④事業内容が分かる書類
(見積書、写真など)
 - ⑤市税等を滞納していないことの証明
 - ⑥暴力団排除に係る誓約書

◆補助金実績報告書

- ①実績報告書
- ②収支精算書
- ③事業に要した経費を証するもの
(契約書など)
- ④その他(写真など)

【お問い合わせ】

平戸市役所 文化観光商工部 観光課 担当 里村
(Tel22-4111 内線2272)